

働き方改革② 「パートタイマーの働き方」

佐野マネジメントオフィス 代表 佐野 真澄



毎年年末が近くなると「扶養の範囲で抑えたいのでシフト入れないでください!」と言われることはありませんか?
平成30年より、税法上の控除対象配偶者の年収が150万円に引きあがります。また、大企業を対象にパート本人の社会保険加入も始まっており、結局のところパートさんにくらまで働いてもらえるのか、悩まれることはないでしょうか。

=パートさんの「5つの壁」=

- 1つ目 100万円の壁(本人に住民税がかかる) ※1
- 2つ目 103万円の壁(本人に所得税がかかる、配偶者に配偶者控除がなくなる)
- 3つ目 106万円の壁(大企業勤務であれば本人が社会保険料負担) ※2
- 4つ目 130万円の壁(本人が社会保険料負担)
- 5つ目 141万円の壁(配偶者に配偶者特別控除がなくなる、平成30年1月以降は201万円) ※3

- ※1 100万円は目安で、扶養数等によっても変わります。
- ※2 社会保険の加入については要件があり、必ずしも106万円を超えると加入するものではありません。
- ※3 平成30年以降、150万円までは配偶者特別控除を受けられます。ただし、配偶者の所得が高い場合控除を受けられない場合があります。

パートさんの社会保険は平成28年10月から、特定適用事業所(厚生年金保険の被保険者数が500人超の事業所)について次の4要件の全てに当てはまる方を対象に開始されています。なお、現在は労使で合意することで任意加入できる500人以下の事業所も、平成31年頃には適用が開始される予定です。

パートタイマー社会保険加入の要件

1. 所定労働時間が週20時間以上

所定労働時間は、雇用契約書や労働条件通知書などで判断します。所定労働時間が週ではなく、月や年単位で示されている場合には1年間を52週とし、平均して1週間あたり何時間であるかを計算します。この他、契約では週15時間であるが、業務の都合により恒常的に実際の勤務が週20時間以上となった場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3か月目から社会保険の被保険者となります。

2. 継続1年以上の雇用見込み

当初は雇用期間が継続して1年以上見込まなかったが、その後継続して1年以上の雇用が見込まれることとなった場合は見込まれることとなった時点から社会保険の被保険者となります。さらに、雇用期間は1年以上あるが、雇用期間中に一定期間勤務せず、事実上の使用関係が失われることが明確である場合は1年以上の雇

用見込みがないものとして取り扱います。逆に、1日または数日の間を開けて再契約しても事実上の使用関係が中断されていないと判断される場合には、継続していることとして取り扱うことがあります。

3. 賃金月8.8万円以上

賃金にも注意が必要です。月8.8万円は基本給と諸手当で計算しますが、次の賃金は含まないため、年収106万円(≒8.8万円×12か月)を超えたらすぐに社会保険に入るわけではありません。106万円というのは参考に示されている値であり、実質年収が106万円を超えていても社会保険の資格を取得しないケースもあります。

<8.8万円に含めない賃金>

- ・時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金)
- ・最低賃金の計算で算入しないこととなっている賃金(精皆手当、通勤手当及び家族手当)
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚祝い金など)

4. 学生でない

社会保険に加入すると、健康保険では病気やケガ、出産等で働けない場合の手当金や、厚生年金保険では厚生年金の支給など、手厚い給付が生まれますから、必ずしも保険料の負担のみで判断されるものではありません。

パートさんの働き方は多様化しています。生活スタイル、仕事への考え方、社会との繋がりや家庭生活などを踏まえてキャリアスタイルを考えることが必要です。会社も、パートさんの力をこれまで以上に引き出せる働き方について、考えてみましょう。

佐野マネジメントオフィス

社会保険労務士・医療労務コンサルタント
厚生労働省ジョブカード・キャリアコンサルタント
代表 佐野 真澄

〒437-0023 袋井市高尾1496-77

TEL.0538-43-6170 FAX.0538-74-1257